

経営者・人事担当者必見！

福中 第9号
令和元年5月22日
主催 労働保険事務組合 福 働 会
共催 社会保険労務士法人なか
労働保険事務組合 福働会中部支部

～労働問題について詳しい弁護士が解説～

働き方改革関連法で注意すべき「罰則付きの改正事項」

労使トラブルは、対応を間違えると裁判にまで発展することがあります。

人事労務担当者は問題の予測と防止の為に、常に最新の法改正や政策変更等に迅速に対応し取り組むことが望まれます。

2019年4月に施行された働き方関連法では、「時間外労働の上限規制」に違反した会社に対しては、**「6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金」という罰則等**が重要な条項が定められています。

本セミナーでは、企業の労務問題を専門に扱う労働事件解決のパイオニアであります竹下勇夫弁護士が、**注意すべき罰則付きの改正事項を中心に「働き方改革関連法」の実務対応策を分かりやすく解説**します。

講演会参加ご希望の方は**6月5日（水）までに下記の申込書にご記入の上FAXにてお申し込み**ください。
（なお、定員になり次第締め切りますので早めのお申し込みをお待ちしております）

【日 時】令和元年6月13日(木)
13:30～15:30
【場 所】浦添市産業振興センター結の街
3F 中研修室
(浦添市勢理客 4-13-1 TEL 870-1123)
【定 員】50名（無料）
【締 切】6月5日（水）
【講 師】弁護士法人琉球法律事務所
弁護士 竹下 勇夫

【講義内容】
①時間外労働の上限規制の内容・施行時期
②年次有給休暇取得の義務化と環境整備
③同一労働・同一賃金化の対応
④罰則付き改正事項とは！
⑤労使間のトラブル事例・判例
～質疑応答～

＜講師プロフィール＞

弁護士法人琉球法律事務所
弁護士 竹下 勇夫 氏

主として会社関係の事件、労働関係の事件を専門的に行っています。
この種の事件に関しては、相当な程度の経験と知識を有しているものと自負しています。



昭和49年 早稲田大学法学部を卒業
昭和53年 検事任官
昭和63年 小堀啓介法律事務所
平成12年 弁護士法人ていだ法律事務所開設
平成17年 沖縄弁護士会会長就任
(任期 平成18年3月31日)
平成21年 琉球弁護士事務所

【お問合せ】福働会事務局 855-7910 （担当：宮城・大城）

----- 申 込 み FAX855-0960 -----

貴 社 名	TEL FAX		
御出席者名		役 職	
御出席者名		役 職	